令和7年度守山市中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金　Q&A

2025/6/6ver.（赤字部分追記）

1　制度全般に関すること

（1）補助制度のスケジュールについて
（交付申請）令和7年5月1日（木）～令和8年1月16日（金） （契約締結・設備引き渡し）交付決定日以降～令和8年2月27日（金） （実績報告期限）補助対象事業完了日から30日を超えない日または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日
（2）設備を導入する事業所を新設する場合、この補助制度を活用することはできるか。
新設、建て替えする事業所は対象外となります。当補助金は、既存する事業所における設備導入を対象とします。
（3）交付申請前に購入した設備は、補助の対象となるか。
対象外です。交付決定日以降に購入または発注したものが補助の対象となります。
（4）交付申請前に設備導入のための契約を締結している場合は、補助の対象となるか。
対象外です。交付決定日以降に契約を締結したものが補助の対象となります。
（5）国や県などの他の補助金との併用は可能か。
本市の補助金としては他の補助金との併用を制限はしていませんが、本市の補助金は国の交付金「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としています。 国や県など他の補助制度において、補助金との併用について制限を設けられている場合があるため、併用を検討される国や県などの他の補助金の申請先へ必ずご確認ください。 また、他の補助金の申請を行う（もしくは交付を受けた）場合は、申請書等にその金額を記載していただきます。
（6）複数の設備の導入を検討しているが、複数回に分けて申請することはできるか。
本補助金の申請は1事業所1回を限度とするため、1事業所に対し複数回に分けての申請はできません。ただし、1度にまとめて申請していただくことは可能です。
（7）区分ア（太陽光発電システム）、区分イ（蓄電池システム）、区分ウ（省エネ設備）の複数申請を行う場合、千円未満の端数の切捨てはどのようになるか。
すべての補助対象経費を合計したのち、合計額に千円未満の端数がある場合は、切捨てを行います。なお、1つの区分のみ単独で申請される場合は、その補助対象経費に千円未満の端数がある場合に、切捨てを行います。
（8）区分ア（太陽光発電システム）、区分イ（蓄電池システム）、区分ウ（省エネ設備）の複数申請を行う場合、それぞれの区分で補助対象経費が 10 万円以上である必要があるのか。
その通りです。区分ごとに補助対象経費が10万円以上かどうかを確認します。10万円に満たない区分は、補助対象外となります。 なお、区分ウについては、一つひとつの設備の補助対象経費が10万円に満たなくても、複数設備の導入により合計が 10 万円以上となる場合は、補助対象となります。

（9）税込み金額では10万円以上だが、税抜き金額では10万円に満たない場合は補助対象となるか。
消費税は補助対象経費には含まれませんので、税抜きの金額が10万円以上であることが必要です。また、値引きがある場合は、値引き後の金額が10万円以上であることが必要です。
（10）設備の納期が引き渡し期限（令和８年2月27日）に間に合わない場合は、どうすればよいか。
間に合わない場合は、補助金を受けることはできません。
（11）申請すれば必ず交付されるか。
交付決定には審査があります。審査の結果により不交付となる場合がありますのでご注意ください。なお、予算には限りがあるため、早期に申請受付を終了する場合があります。
（12）予算状況はどうなっているか。
その都度、その時点の予算状況を守山市ホームページにてお知らせします。また、受付を終了した場合も守山市ホームページにてお知らせします。
（13）施工業者等が手続きの代行を行うことはできるか。
無償で代行する場合のみ認めます。また、施工業者等が代行する場合は、申請書および実績報告書の「手続代行者欄」に氏名・住所・連絡先等を記載してください。

２　補助対象設備に関すること

（1）太陽光発電システム単独での設置は、補助の対象となるか。
単独での設置は補助対象外です。蓄電池システムを併せて設置するか、すでに蓄電池システムを設置している建物に設置することが対象要件です。
（2）蓄電池システム単独での設置は、補助の対象となるか。
単独での設置は補助の対象外です。太陽光発電システムを併せて設置するか、すでに太陽光発電システムを設置している建物に設置することが対象要件です。
（3）太陽光発電システムの導入について、売電する場合も対象となるか。
売電を目的とした設備の導入（全量売電等）は認めませんが、自家消費後の余剰分の売電は問題ありません。
（4）制御機能付き LED 照明器具に交換する場合、LED 電球に交換するだけでよいか。
電球や蛍光管等の光源のみの交換は補助の対象外です。
（5）中古品の購入や、設備のリースやレンタルは補助の対象となるか。
補助対象外です。
（6）外壁等の断熱について、遮熱塗料での施工も補助の対象となるか。
断熱塗料・遮熱塗料ともに補助の対象となります。
（7）古い省エネ設備から新しい省エネ設備の更新は補助の対象となるか。
古い設備が、国や県・市の補助金を受けて設置していない場合、または補助を受けて設置している場合でも法定耐用年数を超過している場合は補助の対象となります。

３　補助対象者に関すること

（1）本社が市外にある場合、補助対象者となれるか。
設備を導入する事業所が市内であれば、対象となります。

(2)市外に在住の個人事業主でも、補助対象者となれるか。
設備を導入する事業所が市内であれば、対象となります。
(3)本社が市外にある場合や市外に在住の個人事業主で市内の事業所に設備を導入する場合、どのような書類を提出すればよいか。
市内に事業所の実態があることが分かる書類や、事業所の建物を賃借されている場合は、その賃借契約書の写しなどの提出を求める場合があります。
(4)市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいる場合、補助対象者となれるか。
対象外です。市内に事業所がある中小企業等が対象です。
(5)本社が市内にあり、市外の拠点に設備を導入する場合、補助対象者となれるか。
対象外です。市内の事業所に設備を導入することが対象要件です。
(6)市内に複数の事業所を経営しており、複数の事業所での設備導入を考えているが対象となるか。
本補助金は事業所単位での申請です。複数の事業所に設備を導入することはできますが、1事業所1回までの申請です。
(7)自宅兼事業所の場合は、補助の対象となるか。
店舗や工場等、事業に供する部分についてのみ補助対象となります。
(8)自宅兼事業所の建物の外壁塗装や屋根の塗装を行う場合は、どのように判断するか。
外壁塗装や屋根の塗装の場合は建物全体の施工となるため、事業所のみの施工として判断しないため、本補助金での申請はできません。 なお、建物の延べ床面積の 1/2 以上を居住スペースとして使用されている場合は、その建物を住宅とみなすため、家庭向け補助金の申請が可能です。
(9)事業所がある建物の所有者と事業所の代表者は別であり、補助対象設備にかかる費用の支払いは所有者が行う予定。この場合、申請は可能か。
申請者はあくまでも事業者です。建物の所有者は貸主であり事業者ではないため、申請することはできません。

4 施工業者に関すること

(1)市内事業者が施工した場合の補助上限額 20%上乗せの基準は？
市内事業者とは「市内に本社もしくは本店を有する法人または市内の個人の事業者」であり、それらが施工を行う場合に、補助上限額に20%を上乗せします。本社や本店が市外にある市内の店舗(市内の家電量販店等)からの導入や、下請け業者のみが市内の場合は、市内事業者にはあたらないので、補助上限額20%上乗せは適用されません。 なお、20%上乗せされるのは補助上限額に対してであり、補助率は変わりません。 (市内事業者が施工する場合の例) 「区分ウ」の補助上限額は 60 万円(50万円の20%上乗せ)となります。 ①区分ウの補助対象経費が 130 万円の場合、補助申請額は 60 万円となります。 補助対象経費 130 万円×補助率 1/2＝65 万円＞補助上限額 60 万円 ②区分ウの補助対象経費が 110 万円の場合、補助申請額は 55 万円となります。 補助対象経費 110 万円×補助率 1/2＝55 万円＜補助上限額 60 万円

③区分ウの補助対象経費が 90 万円の場合、補助申請額は 45 万円となります。 補助対象経費90万円×補助率 1/2＝45 万円＜補助上限額 60 万円
（2）市外の業者に設備の発注等をしてもよいか。
構いません。ただし、市外の事業者が施工した場合、補助限度額の20%上乗せは適用されません。

5　補助対象経費について

（1）補助対象外の工事を含む諸経費となっている場合、その諸経費全額は補助の対象となるか。
補助対象外工事を含む場合は、補助対象経費と対象外経費を比較し、按分します。按分後の補助対象経費に対する諸経費のみを補助の対象とします。
（2）補助対象外の工事を含むすべての経費に対し、値引きされている場合はどうするのか。
補助対象外工事を含む場合は、補助対象経費と対象外経費を比較し、按分します。按分後の補助対象経費に対する値引き分のみ値引きます。
（3）消費税は補助対象経費となるか。
補助対象外です。
（4）購入の際にポイントを利用したが、ポイント支払い分は補助対象経費となるか。
補助対象外です。

6　提出書類に関すること

（1）提出書類は郵送でもよいか。
書類の提出は、原則、環境政策課窓口への持参としますが、やむを得ない場合は郵送による提出も受け付けます。その場合は、必ず環境政策課に事前にお電話で連絡をお願いします。なお、書類紛失防止のため、簡易書留での発送をお勧めします。 郵送による申請の場合も、交付申請受付期間（R7.5/1～R8.1/16）必着です。また、書類に不備がある場合は不受理として返却させていただくことがあります。
（2）様式第2号「事業計画内訳書」の「事業費」には何を記載するのか。
工事にかかるすべての費用を記載してください。その横の「補助対象経費」には、補助の対象となる費用を記載してください。なお、事業費および補助対象経費は税抜き金額で記載してください。
（3）様式に定まっていない提出書類（領収書、登記簿等）は携帯で撮影した写真でもよいか。
原則は原本のコピーを求めますが、やむを得ない場合は写真でも可とします。ただし、写真の場合、真上から撮影し、文字がしっかり読めて確認できるものに限ります。
（4）見積書の宛名は店舗名だが、法人名は別。この場合は、どのようにするべきか。
申請書等の申請事業者欄には法人名および代表者名を記載いただくことから、見積書の宛名も法人名（代表者名も記載されていることが望ましい）であることを求めます。
（5）空調や冷凍冷蔵庫などのメーカーの保証書に、宛名や販売店が記載されていないが、認められるか。
申請者の宛名、購入（取付）日、販売店等の記載のある保証書等が必要です。
（6）契約書または発注書の写しは必ず必要か。
必要です。

（7）施工前と施工後の写真は必ず必要か。
どちらも必要です。施工後の写真は、導入した設備の設置状況と、型番等が確認できる写真をご提出ください。
（8）補助金を申請者とは別の名義の口座に振り込みしてほしい。
原則は、申請者と同じ名義の口座に振り込みをさせていただきますが、やむをえない事情がある場合は、申請時にご相談ください。
（9）交付申請してから交付決定までに、どのくらいの期間がかかるか。
審査には3週間から1か月程度の時間を要します。祝日がある場合や申請の受付状況、提出書類に疑義等がある場合はさらに時間を要することがありますので、余裕をもって申請をしてください。 交付決定通知書は郵送でお送りします。交付決定を待たずに契約・発注・工事着工した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。
（10）実績報告を提出してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいの期間がかかるか。
実績報告時に請求書を併せてご提出いただいた場合でも、審査、支払いには最低でも1か月半程度の時間を要します。また、祝日がある場合や申請の受付状況、提出書類に疑義等がある場合は支払いまでにさらに時間を要することがありますので、余裕をもって申請をしてください。